

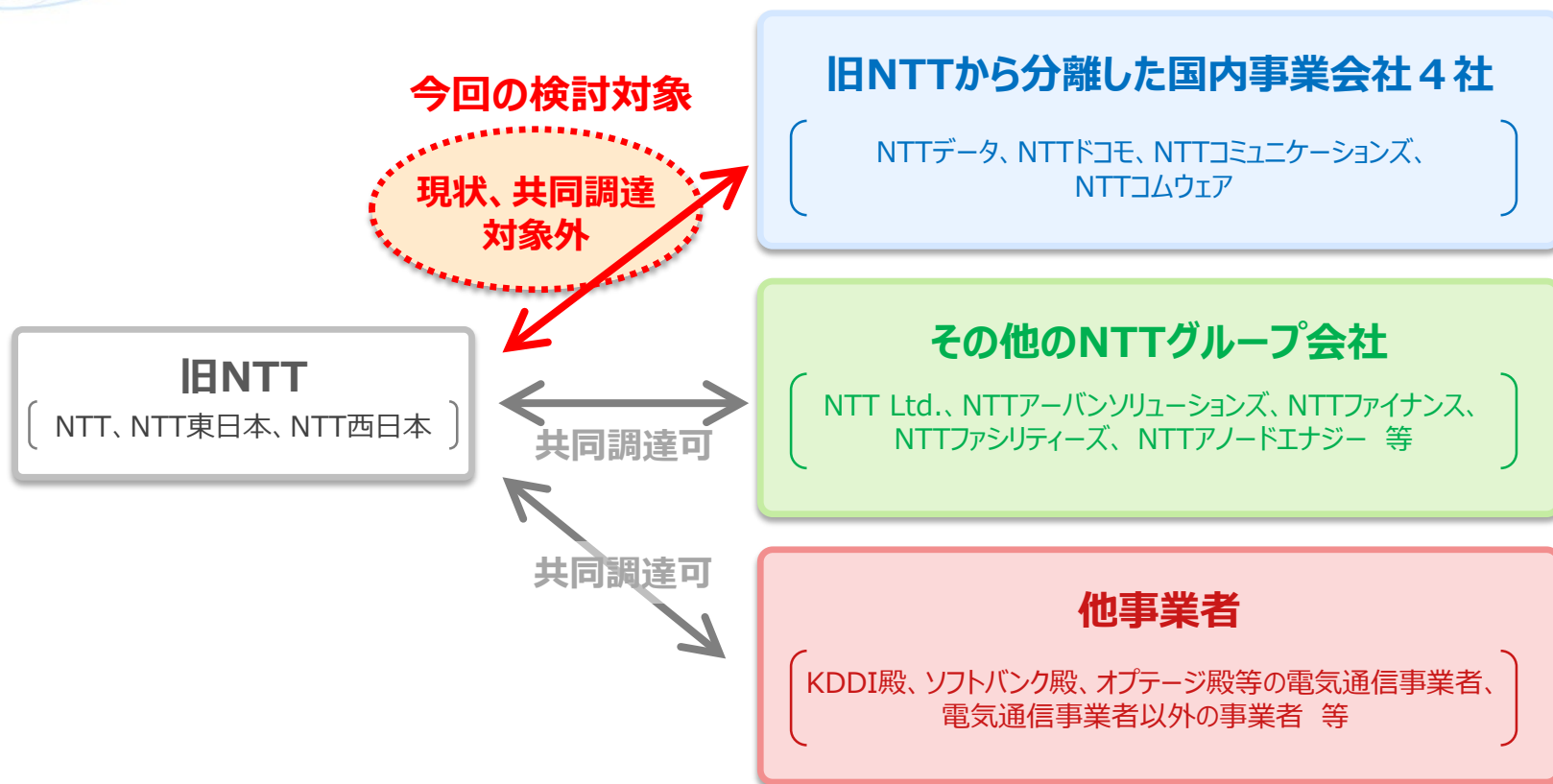
NTTグループにおける共同調達 に関する検討会 事業者ヒアリング資料

2020年4月28日

日本電信電話株式会社

規律の対象となる共同調達の範囲

- 現状、共同調達を実施してはならないとされているのは、NTT・NTT東西と対象4社（NTTデータ、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、NTTコムウェア）との間のみであることを踏まえると、規律対象は、NTT・NTT東西と対象4社との間の共同調達（以下、「本共同調達」）に限定して検討されるべき



今回の本共同調達の対象物品

- ① **ネットワーク系装置** : ルータ、スイッチ、伝送装置 等
- ② **サーバ系装置** : サーバ、ストレージ 等
- ③ **端末系装置** : PC、タブレット端末、ビジネスホン 等※
- ④ **ソフトウェア** : OS、オフィススイート、データベースソフト 等
- ⑤ **ケーブル類** : 光ケーブル、メタルケーブル、ONU 等
- ⑥ **その他物品** : 上記に付属するもの（ラック、什器類、メーカー保守・サポート 等）

※携帯電話端末（NTTドコモブランドで販売されるスマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット端末）を除く。

本共同調達への参加対象となる他事業者及び参加にあたっての前提条件等

■ 対象事業者

- ・ 登録・届出電気通信事業者

■ 対象案件

- ・ NTT・NTT東西のいずれか1社以上且つ対象4社（NTTデータ、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、NTTコムウェア）のいずれか1社以上が参加する共同調達案件

■ 費用負担

- ・ 共同調達窓口及び共同調達会社の運用に係る費用等を負担

■ その他前提条件

- ・ 調達先ベンダ等が当該他事業者の共同調達への参加を承諾すること
- ・ 要望する要件（納期、価格等）を満たす場合には、原則、購入するよう努めること
- ・ 共同調達会社の稼働状況等により、対応できない場合があることを了承すること

- 本共同調達の実施にあたっては、第1回検討会における構成員の先生方、KDDI殿及びソフトバンク殿からのご指摘を踏まえ、共同調達会社及び共同調達窓口における適切なファイアウォールの設置等を検討 ※別紙1、2参照

構成員の先生方からのご指摘

- 共同調達会社及び共同調達窓口において、適切なファイアウォールを設けることが重要

KDDI殿及びソフトバンク殿からのご指摘

- 競合関係にあるNTTグループに対し、調達情報を提示することは困難
- ベンダ等が他事業者の参加を認める可能性は低く、結果的に不調となれば、情報を取られるだけ
- 効果的な共同調達の実施に向けて、NTTグループ内で予め調達する装置を統一する虞あり

ご指摘を踏まえた対応

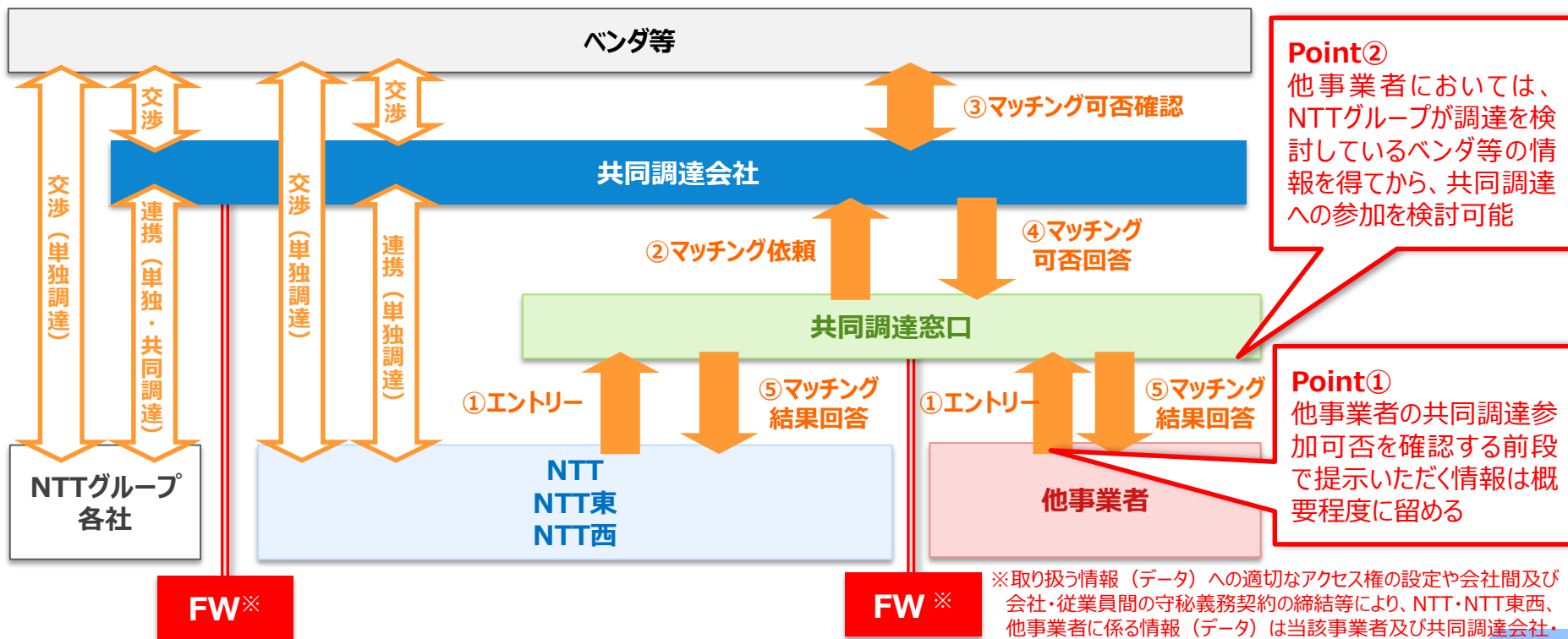
- 共同調達会社及び共同調達窓口において、取り扱う情報（データ）への適切なアクセス権の設定や会社間及び会社・従業員間の守秘義務契約の締結等により、適切なファイアウォールを設置
- エントリー時に必要となる情報の粒度を荒くし、ベンダ等が他事業者の参加を認めた後に詳細な情報を提示いただくフローに変更

当社にて一部の他事業者に対し、共同調達への参加意向についてヒアリングを行ったところ、興味があるとされた事業者あり

(別紙1) 共同調達フロー及びファイアウォール (1/2) NTT

〔案件エントリー時～マッチング結果の回答〕

- 案件エントリー時にNTT・NTT東西及び他事業者は共同調達窓口に対し、以下の情報を提示
 - ✓ **必須項目**：製品区分（ルータ等）、仕様概要（ハイエンド、ローエンド等）、購入予定量、予定納期・交渉結果通知期限
 - ✓ **オプション**：希望ベンダ名、目標価格、自社利用or再販等（マッチング確度を高める情報）
- 共同調達窓口は、NTT・NTT東西及び他事業者の調達希望内容を共同調達会社に対してのみ流通し、共同調達案件のマッチング可否を依頼。共同調達会社がベンダ等にマッチングの可否を確認後、その結果を共同調達窓口より、NTT・NTT東西及び他事業者に回答（対象となるベンダ等の情報を含む）

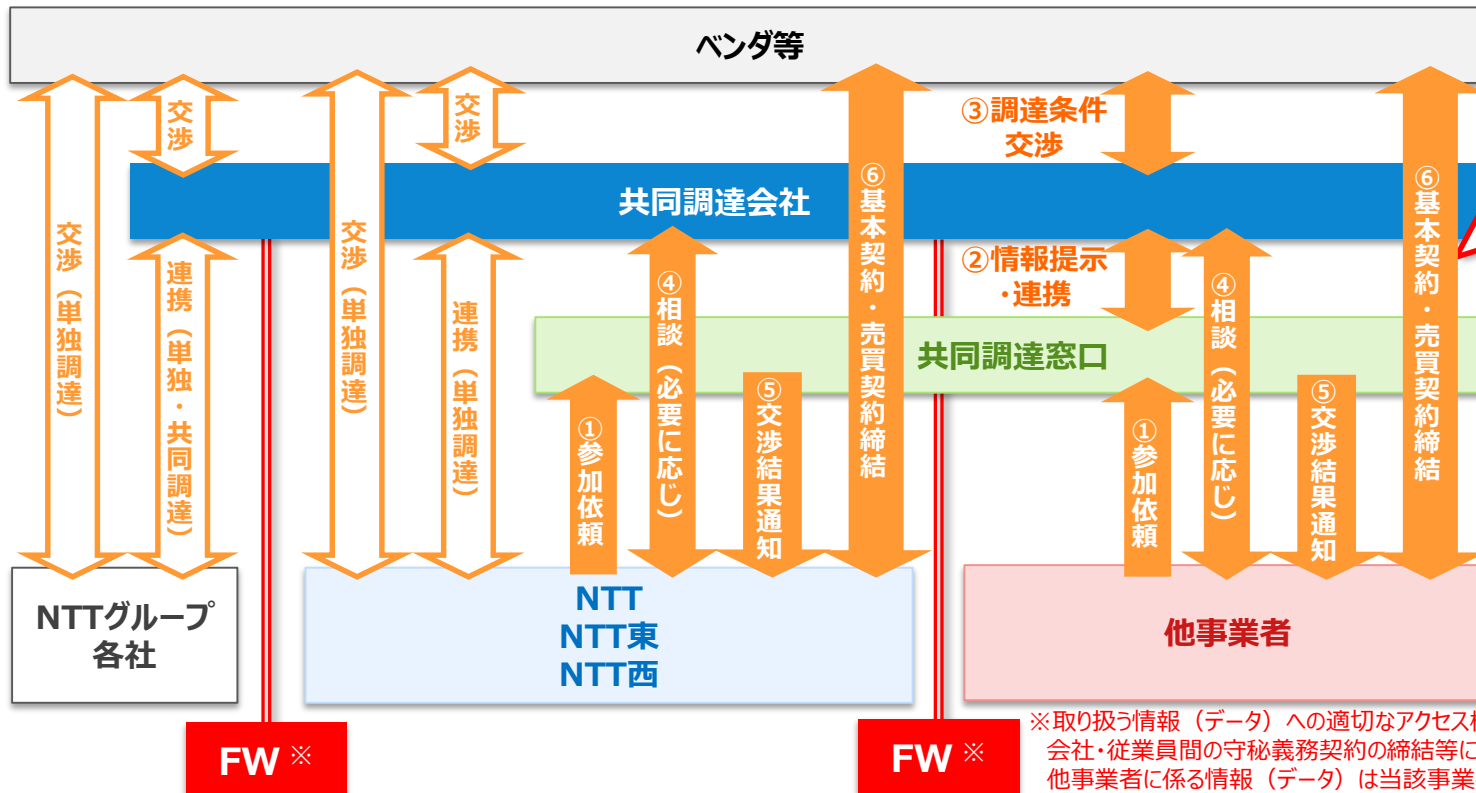


※取り扱う情報（データ）への適切なアクセス権の設定や会社間及び会社・従業員間の守秘義務契約の締結等により、NTT・NTT東西、他事業者に係る情報（データ）は当該事業者及び共同調達会社・共同調達窓口しか見れないよう設定。

(別紙2) 共同調達フロー及びファイアウォール (2/2) NTT

〔共同調達参加決定後～ベンダ等との基本契約〕

- 案件マッチング後、当該共同調達案件に参加を希望する場合、NTT・NTT東西及び他事業者は共同調達窓口に対して、詳細仕様（ベンダ、型番指定も可）、購入量、目標価格、納品場所（再販の場合は納品先）等を提示
- 共同調達窓口はNTT・NTT東西及び他事業者から提示された情報を共同調達会社に提示し、共同調達会社はベンダ等と調達条件（価格、納期、ペナルティ条項等）を交渉のうえ、交渉結果を共同調達窓口経由でNTT・NTT東西及び他事業者に通知（交渉過程において、随時、共同調達会社はNTT・NTT東西及び他事業者と相談を実施）
- NTT・NTT東西及び他事業者は**通知された条件を基に最終的な購入意思決定**を行い、共同調達会社に報告
- 購入する場合は、**ベンダ・販社等と直接、基本契約・売買契約を締結し、具体的な購入内容を決定**



Point
 基本契約・売買契約は各社がベンダ・販社等と直接締結するため、最終的に調達した内容（型番、納品時期等）は調達元となる各社間ではお互いに知り得ない

※取り扱う情報（データ）への適切なアクセス権の設定や会社間及び会社・従業員間の守秘義務契約の締結等により、NTT・NTT東西、他事業者に係る情報（データ）は当該事業者及び共同調達会社・共同調達窓口しか見れないよう設定。

- 本共同調達に係る調達市場（ワールドワイドの情報通信機器等市場）での日本の企業の調達規模は限定的であることから、仮に他事業者が本共同調達に参加したとしても、グローバル市場で事業を行っているベンダ等に対して、悪影響を及ぼすとまでは言えないのではないかと

調達市場の範囲

- 本共同調達の対象となる物品は、グローバル市場で販売されるもの（我が国企業の製品を含む）をターゲットとしており、調達市場の競争環境を検討するにあたっては、ワールドワイドの市場を視野に検討すべき

ワールドワイドの情報通信機器等市場におけるアジア太平洋地域（日本を含む）の調達規模

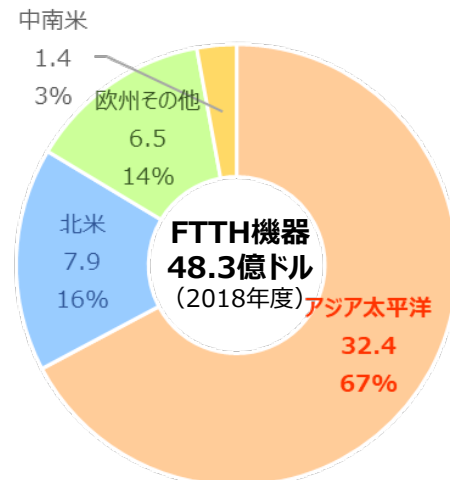
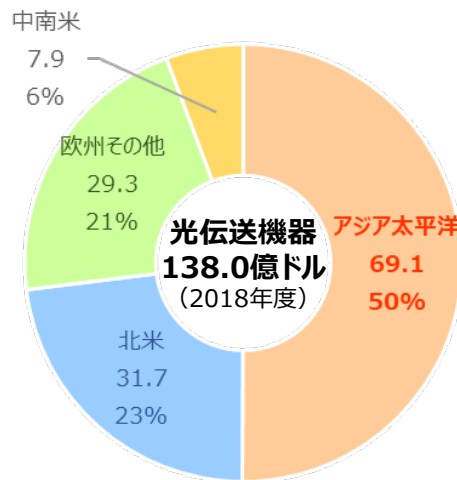
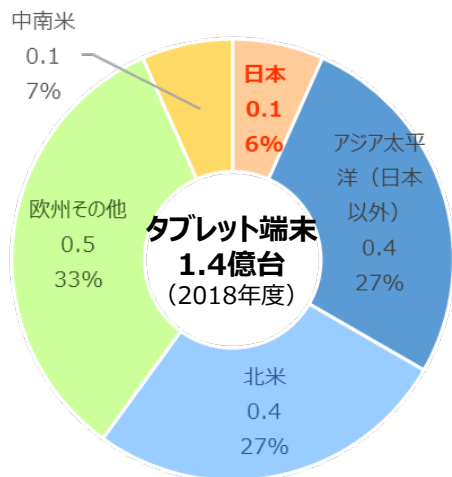
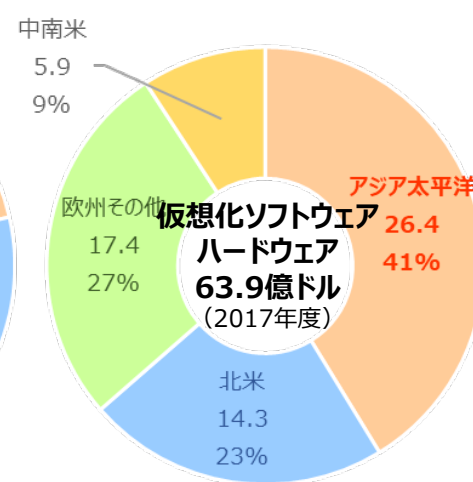
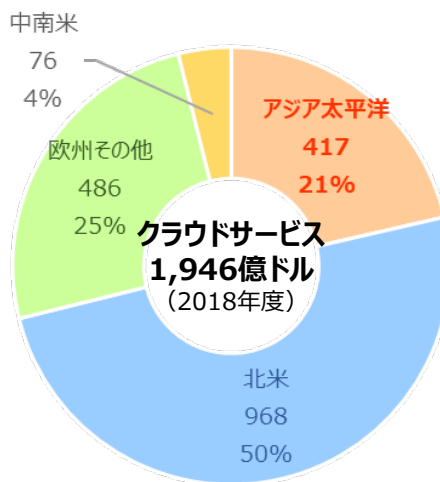
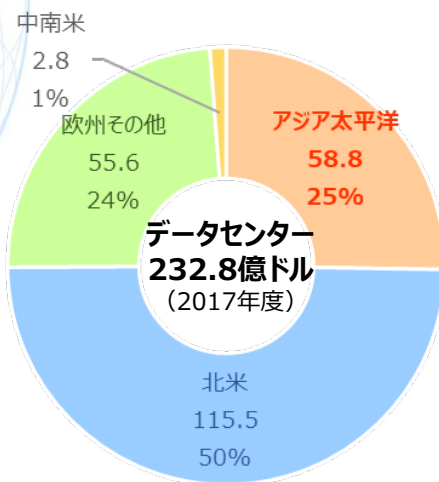
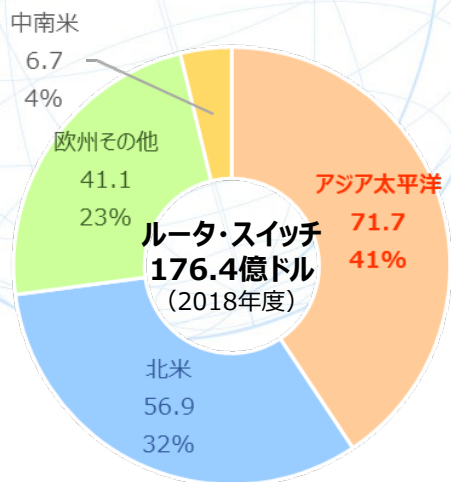
- ワールドワイドの情報通信機器等市場の調達規模を見ても、アジア太平洋地域の調達規模は決して大きくなく、比較的調達規模が大きい分野はFTTH機器（67%）に限定されており、当該装置についても、直近の固定ブロードバンド純増数を踏まえると、中国が市場を牽引していると想定され、日本の調達規模は極めて小さいものと推測 ※別紙3参照

（参考）2018年度における固定系ブロードバンド契約増加数

日本：96万契約、中国：1,319万契約、韓国：9万契約、台湾：1万契約、オーストラリア：▲28万契約

※出典：「ブロードバンド（固定）契約数の国際比較」（総務省）を基にNTTが作成

(別紙3) 情報通信機器等の市場規模



※2017年度における世界の市場規模 (141.8億ドル) に対する日本の市場規模 (4.3億ドル) は3.0%となっており、2018年度においても同程度と推測

- 第1回検討会において、国内電気通信市場における公正競争環境の確保を確認するための基準として例示された各比率に係る当社の考えは、以下のとおり

① NTT・NTT東西各社の総調達額に占める共同調達額の比率（共同調達額比率）

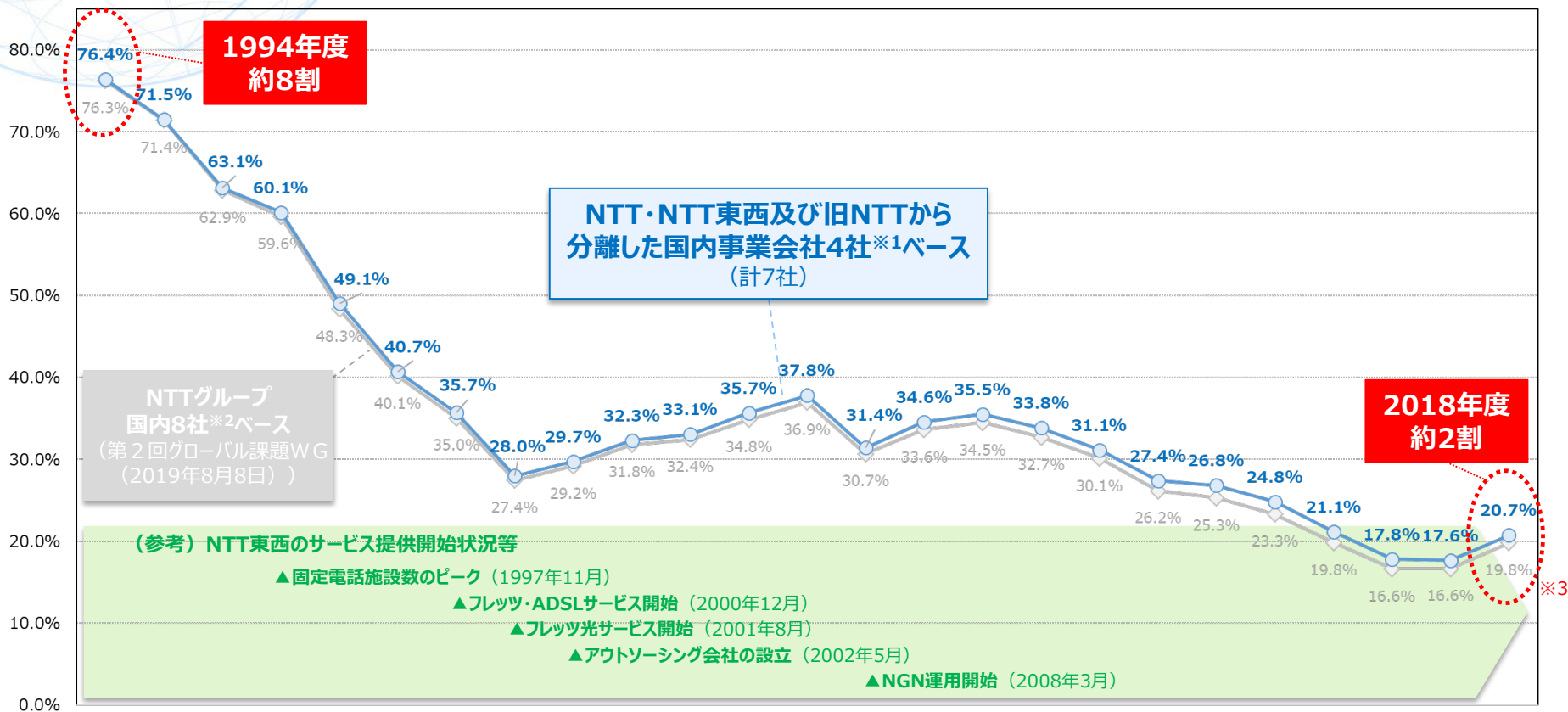
- 本比率を注視する目的が、NTT・NTT東西において、共同調達が例外的なものであることを確認するためであることを踏まえると、**過半が共同調達となった場合、少なくとも例外的とは言えない**とされる可能性があることから、「**NTT・NTT東西各社において50%未満**」とすることが考えられる

② NTTグループの総調達額に占めるNTT・NTT東西の総調達額の比率（総調達額比率）

- 包括的検証最終答申において、「資材調達を取り巻く環境が大きく変化し、かつては国内総合通信ベンダからの調達が大宗を占めていたものが、グローバル通信ベンダからの調達へとシフトするとともに、**NTTグループ全体の調達額に占めるNTT及びNTT東西の調達額の割合自体が大きく低下し、市場に与える影響は小さくなってきている**」と整理されているところ
- 総調達額比率は、分子となるNTT・NTT東西の総調達額における毎年のゆらぎ（集中的な装置更改や災害対応等による単年での増減等）に影響を受けることは勿論、分母の大宗を占める対象4社の総調達額における毎年のゆらぎにも大きく影響を受けることから、当該比率については、**一定範囲のゆらぎを見込む必要があると考えており、例えば「30%以下」という水準**を設けて運用していく中で、環境変化等の動向を見ていくことが考えられる

■ 「NTT・NTT東西及び対象4社の調達額」に占める「NTT・NTT東西の調達額」の比率が大きく低下し、対象4社がNTT・NTT東西の購買力を使用することで公正競争環境を歪めるような状況ではなくなっている

□「NTT・NTT東西及び旧NTTから分離した国内事業会社4社の調達額」に占める「NTT・NTT東西の調達額」の比率



1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018

* 対象となる資材は、ルータ・サーバ・パソコン等のハードウェア、ソフトウェア、ケーブル類等（携帯電話端末は除く）。

※1. NTTデータ、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、NTTコムウェアが対象。 ※2. NTT、NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ、NTTコムウェア、NTTファシリティーズが対象。

※3. 2018年度のNTT東日本、NTT西日本にはアウトソーシング会社（東：6社、西：5社）を含む。（アウトソーシング会社を含まない場合は、7社ベース：18.6%、8社ベース：17.7%）